

参考資料

令和元年度版

～平成 30 年度の状況～

守谷市環境報告書 (概要版)

守 谷 市

守谷市環境報告書（令和元年度版）について

本報告書は、守谷市環境基本条例第 27 条に基づき、平成 30 年度における守谷市の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する年次報告書として公表するものです。

市長は、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるよう、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

「守谷市環境基本条例」第 27 条より

■守谷市環境基本条例

守谷市環境基本条例は、環境の保全、回復及び創出について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民以外の者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、さらにその施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的に平成 11 年 3 月に制定された条例です。

～守谷市環境基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、全ての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

目 次

I. 第2次守谷市環境基本計画	1
1. 第2次守谷市環境基本計画の概要	1
2. 目指す環境像の実現に向けた取組	3
(1) 自然環境について	3
(2) 生活環境について	4
(3) 環境活動について	6
II. 各種測定結果等	8
1. 水質調査	8
(1) 地下水	8
(2) 地下水（放射性物質調査）	8
(3) 農業用水路・河川	8
2. 道路騒音・振動調査	8
3. 自動車騒音常時監視	8
4. 二酸化窒素調査	8
5. 放射線量（学校・公園等）調査	9
III. ごみ排出量と資源化率	10
1. 家庭から排出されたごみ・資源物排出量（事業系除く）	10
2. 資源化率	10
IV. その他環境に関する施策	11
1. 第二次守谷市総合計画	11
2. 地球温暖化対策について	13
(1) 守谷市における二酸化炭素排出量	13
(2) 守谷市役所における二酸化炭素排出量	14

I. 第2次守谷市環境基本計画

1. 第2次守谷市環境基本計画の概要

■守谷市環境基本計画とは

守谷市環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とする計画です。平成12年3月に計画期間15年（目標年次：平成27年度）の長期計画として策定しました。平成28年8月に第2次守谷市環境基本計画（計画期間：10年・目標年次：令和7年度）を策定し、平成28年度から新体系により施策を展開しています。

■計画期間

平成28年度から令和7年度までの10年間

■守谷市が目指す望ましい環境像

【守谷市が目指す望ましい環境像】

豊かな自然と快適な暮らしを
未来へつなぐまち・もりや

この地に残された自然がもたらす多くの恵みと、これまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいきます。

また、その取組が地球規模での環境保全に結びついていきます。

1 「豊かな自然」

アンケート調査結果では、約8割の市民が守谷の自然環境に満足しています。

2 「快適な暮らし」

東洋経済新報社が公表している「住みよさランキング」で、守谷市の居住環境は全国トップクラスと評価されています。

3 「未来へつなぐ」

市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働し、恵まれた環境を将来に引き継いでいきます。

■計画の体系

本計画では、望ましい環境像を実現するために、「自然環境」、「生活環境」、「環境活動」の分野について、守谷市の現状や課題から、3つの基本目標と6つの取組を設定し環境施策を推進しています。

自然環境について

◇基本目標1 豊かな自然の恵みを守りながら活用します

市内には、動植物の貴重な生息・生育環境となっている豊かな自然環境が今なお残されていることから、これらの管理・保全に引き続き取り組みます。また、環境にやさしい新エネルギーを暮らしの中に活用していく取組などを進めます。

取組1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ
(生態系としての機能を維持し、自然環境を守るために)

取組2 環境に負荷が少ないエネルギーを有効に活用する
(地球温暖化を防止するために)

生活環境について

◇基本目標2 良好な生活環境を維持し、さらに向上させます

守谷市では、大規模住宅地への入居促進やつくばエクスプレスの開通などにより人口が急増し、生活環境が変化しました。今後は、環境に配慮した生活や社会活動の推進とともに、潤いと安らぎのある都市空間を維持・向上させ、自然環境と調和した快適な生活が送れるまちづくりを進めます。

取組3 安全・快適な暮らしを守る
(誰もが気持ちよく健やかに生活、活動できるように)

取組4 ごみ減量と資源化を促進する
(資源の有効活用を進めていくために)

環境活動について

◇基本目標3 豊かで良好な環境を未来へ引き継ぐ取組を進めます

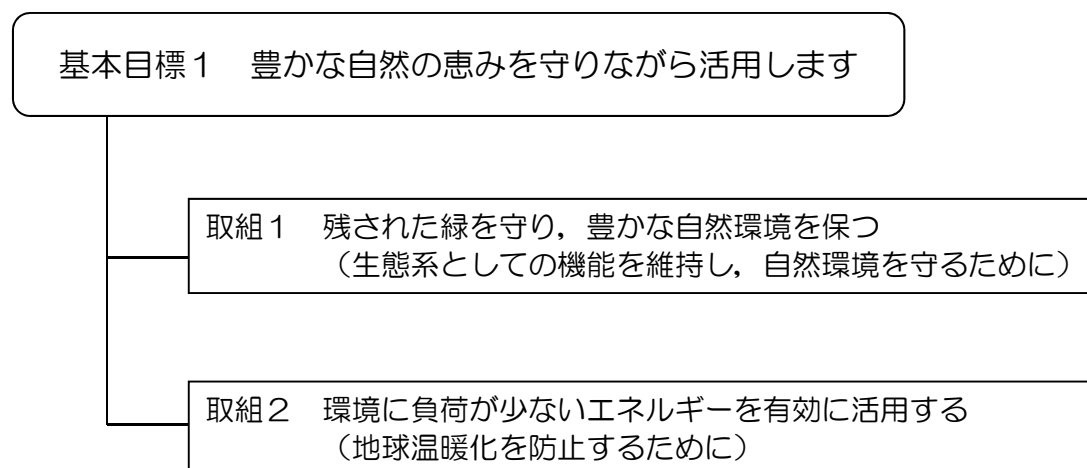
環境保全に関する情報をより多く収集し、環境の仕組みやその重要性などを周知するとともに、より深く理解してもらうため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行い、環境保全に向けた活動に取り組みます。

取組5 環境教育・環境学習を推進する
(環境を知り、大事にする人たちをふやしていくために)

取組6 環境に配慮した活動の輪を広げる
(環境活動の効果的な推進のために)

2. 目指す環境像の実現に向けた取組

(1) 自然環境について



《環境指標の進捗状況》

適用	環境指標	現状値 (平成 26 年度末)	実績値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 7 年度末)
取組 1	緑被率 (公園・樹林地・農地・草地・水面)	62.0%	61.2%	58.0%
取組 1	自然環境に満足している 市民の割合	79.3%	82.7%	82.0%
取組 1	耕作放棄地面積	44.6ha	40.8ha	29.6ha
取組 2	守谷市の二酸化炭素排出量(※)	97.0 万 t-CO2	102.6 万 t-CO2 (平成 28 年結果)	58.0 万 t-CO2

※「守谷市の二酸化炭素排出量」については，環境省データによるもので，平成 28 年結果が最新のデータとなっています。

◆「基本目標 1」を達成するための主な取組

- ① 緑地の保全・・・「保存緑地」や「保存樹木」の推進，「愛宕谷津の借上げ」
- ② 耕作放棄地対策・・・「担い手の育成」，「農地中間管理機構を活用した農地集約化の促進」
- ③ 再生可能エネルギーの活用・・・「低炭素まちづくりモデル地区」，「守谷浄化センター消化ガス発電事業」，「公用車におけるエコカーの導入」
- ④ 二酸化炭素の排出削減・・・「ノーマイカーウィーク・ノーマイカー月間実施による公共交通機関や自転車の利用促進」

(2) 生活環境について

基本目標2 良好な生活環境を維持し、さらに向上させます

取組3 安全・快適な暮らしを守る
(誰もが気持ちよく健やかに生活、活動できるように)

取組4 ごみ減量と資源化を促進する
(資源の有効活用を進めていくために)

《環境指標の進捗状況》

適用	環境指標	現状値 (平成 26 年度末)	実績値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 7 年度末)
取組3	公害苦情受付件数	270 件 (平成 27 年度)	277 件	240 件
取組3	良好な生活環境が保たれていると 思う市民の割合	78.8%	79.5%	81.0%
取組3	空き家率(※)	9.8% (平成 25 年調査)	8.7% (平成 30 年調査)	12.8% (平成 35 年調査)
取組4	1 人 1 日当たりごみ排出量 (事業系含む)	836.5g/人・日	801.1g/人・日	772.0g/人・日
取組4	ごみの分別収集に取り組んでいる 市民の割合	82.1%	82.3%	90.0%

◆「基本目標2」を達成するための主な取組

① 環境調査

■平成30年度調査結果

調査種類	調査箇所数	調査項目数	1項目でも基準値を超えた箇所数
大気	31	1 (二酸化窒素)	1
騒音	15	1 (騒音レベル)	0
振動	15	1 (振動レベル)	0
河川等水質	17	8 (透視度など)	2
地下水質	16	16 (一般細菌など)	3

② 放射線対策

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことから、平成 24 年 3 月に「守谷市除染実施計画」を策定し、子どもの生活空間を優先して本格的に除染作業を進めました。平成 25 年 8 月末に除染が完了し、現在は幼児施設及び小中学校等（38 箇所）、公園等（67 箇所）において、年 2 回（4 月及び 9 月頃）定点測定を実施し、放射線量の経過を観察しています。

③ 清掃・美化活動

主な活動名	内 容	備 考
環境美化の日	自治会・町内会単位での市民による美化活動を実施	6, 9, 12 月の第 1 日曜日実施
利根川河川敷 クリーン作戦	利根川・鬼怒川河川敷における清掃活動を実施 ※利根川河川敷環境保全実行委員会との共催	例年 3 月実施
鬼怒川・小貝川 クリーン大作戦	小貝川河川敷における清掃活動を実施 ※同地、赤坊花地区のほか、市民との協働により実施	例年 7 月実施
市民団体との 合同清掃作業	市内の道路、公園などの美化活動を実施 ※もりやをきれいにしよう会との合同清掃作業	年数回実施
ポイ捨て防止 キャンペーン	守谷市ポイ捨て等防止に関する条例施行を記念して 駅前美化活動を実施 ※守谷駅前クリーンズとの共催	例年 5 月実施

④ リサイクル伝言板の活用

■リサイクル伝言板の利用状況（平成 30 年度末）

「あげます」		「ください」		受付総数	成立総数
受付数	成立数	受付数	成立数		
47 件	31 件	14 件	4 件	61 件	35 件
成立率 66.0%		成立率 28.6%		総成立率 57.4%	

⑤ 生ごみ堆肥化事業

平成 30 年度末参加世帯 4,819 世帯

⑥ 空家等対策

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間を計画期間とする「守谷市空家等対策計画」を策定し、空家等の対策に取り組んでいきます。

■住宅・土地統計調査による住宅総数と空家数

区分	平成 25 年調査			平成 30 年調査		
	住宅総数	空家数	空家率	住宅総数	空家数	空家率
守谷市	25,930 戸	2,550 戸	9.8%	27,900 戸	2,510 戸	9.0%
茨城県全体	1,268,200 戸	184,700 戸	14.6%	1,328,900 戸	197,200 戸	14.8%
全国	60,628,600 戸	8,195,600 戸	13.5%	62,407,400 戸	8,488,600 戸	13.6%

(3) 環境活動について

基本目標3 豊かで良好な環境を未来へ引き継ぐ取組を進めます

取組5 環境教育・環境学習を推進する
(環境を知り、大事にする人たちを増やしていくために)

取組6 環境に配慮した活動の輪を広げる
(環境活動の効率的な推進のために)

《環境指標の進捗状況》

適用	環境指標	現状値 (平成 26 年度末)	実績値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 7 年度末)
取組5	公立小中学校での 環境教育としての取組事例数	29 事例	41 事例	44 事例
取組6	環境に関する 市民活動団体構成人数	412 人	350 人	420 人

◆「基本目標3」を達成するための主な取組

① 学校での環境教育

■主な環境学習

科 目	学 習 内 容
国語科	環境問題についての新聞記事を読み比べることによる問題意識の高揚(小5), 写真やグラフ等の資料を活用し, 環境問題に対する取組を呼びかける文章作成(小6)
社会科	常総環境センター見学(小4), 住みよい暮らしをつくる(小4), 環境を守る私たち(小5), 世界の気候(中1), 政府や企業に対する環境保全のための法律, PPP, 環境アセスメント等の考えを生かした循環型社会の実現(中3)
理科	しぜんかんさつしよう(小3), 季節と生き物(小4), 私たちの生活と環境・生物同士の関わり(小6), エネルギー(中3)
家庭科	夏をすずしくさわやかに・冬を明るく暖かく(小6), 環境に配慮した消費生活(中2)
総合的な学習の時間	守谷市の様子(小3), 環境について考えよう(小4), 稲作(小5)

② 自然環境啓発活動

■主な自然環境に関するイベント等の実績

主な活動名	内 容
春の自然観察会	春の植物や昆虫，鳥類などの説明を指導員から受けたり，鳥の姿を観察用スコープで観察したりと，身近な自然とのふれあいを楽しみました。（大柏地内）
秋の自然観察会	秋の植物や昆虫，鳥類などの説明を指導員から受けたり，鳥の姿を観察用スコープで観察したりと，身近な自然とのふれあいを楽しみました。（鳥のみち 外）
野鳥の森散策路と鳥のみち	守谷城址，愛宕谷津周辺における自然観察路の整備（通年実施）
親子自然体験	里地・里山や市内各地での親子自然体験（通年実施）

③ 公園等里親事業

平成 30 年度活動団体数・・・71 団体

例：守谷駅前広場の花壇，植樹樹への花植えなど

④ 公園等維持管理団体助成金事業

平成 30 年度活動団体数・・・17 団体

※ 年間を通じた公園等の維持管理を行う団体に対して助成金を交付しています。

Ⅱ. 各種測定結果等

1. 水質調査

(1) 地下水

市内全域を8つのエリアに分け、それぞれのエリアから2箇所ずつ井戸を選出し、合計16箇所の井戸において、次の表に示す項目について調査を実施しました。その結果、4箇所の井戸で基準の一部不適合がありました。基準を超えた井戸を使用している所有者に対しては、飲用として不適であること、基準値を超えた項目に対しての対処方法を通知しました。

(2) 地下水（放射性物質調査）

地下水質調査の採水を利用して放射性物質の調査も実施しました。その結果、16箇所全ての井戸水において放射性セシウムは検出されませんでした。

(3) 農業用水路・河川

農業用水路及び鬼怒川、小貝川、併せて17箇所において、次の表に示す項目について調査を実施しました。その結果、BODが1箇所で基準値を超えていました。

2. 道路騒音・振動調査

毎年度、市内の国道、県道及び市道の各路線において自動車騒音・振動調査を実施しており、平成30年度は次の15地点で調査を実施しました。調査の結果、要請限度を超える地点はありませんでした。

3. 自動車騒音常時監視

平成30年度の自動車騒音常時監視結果については、評価区間（県道野田牛久線）内の全戸数710戸中、708戸で昼間・夜間とも環境基準を達成し、達成率は99.7%でした。

4. 二酸化窒素調査

二酸化窒素は、石油等の化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が、大気中で酸素と結びつくことで発生します。高濃度の場合、呼吸器疾患の原因となるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となるため、代表的な大気汚染物質の一つとして、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。

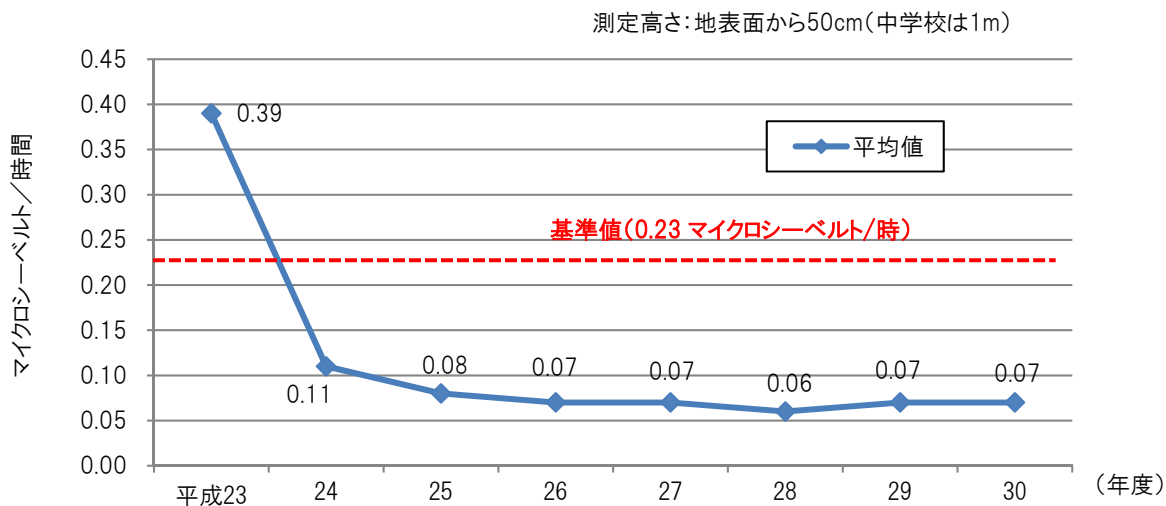
平成30年度は、市内の道路沿道31箇所で調査を実施し、環境基準を超えた箇所はありませんでした。

5. 放射線量（学校・公園等）調査

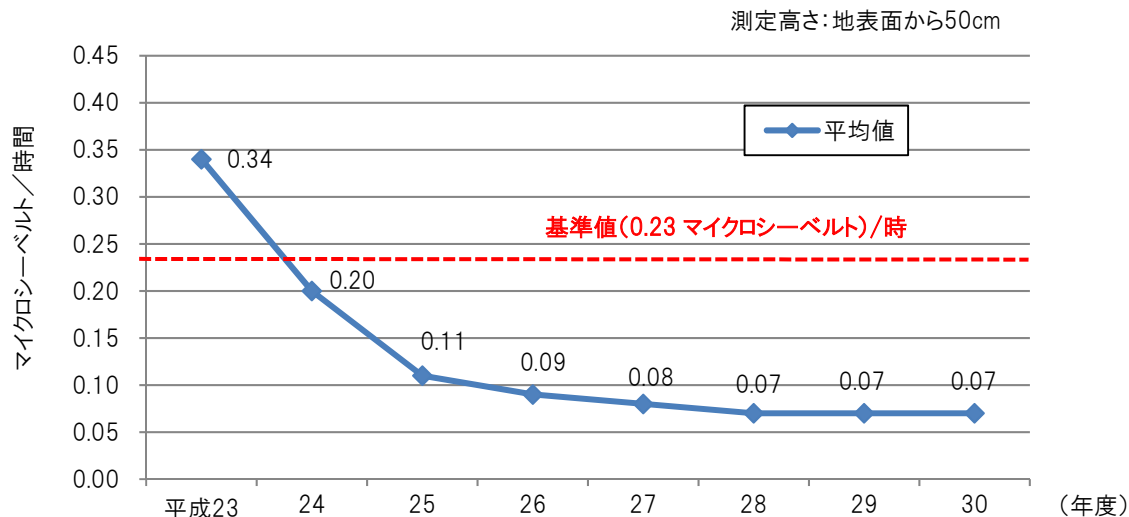
平成 24 年 3 月に「守谷市除染実施計画」を策定して除染を進め、平成 25 年 8 月末には、市内の小中学校、幼稚園、保育所（園）、その他の児童施設、公園の除染も完了しました。

平成 25 年度までは、各施設（幼児施設、小中学校、公園等）において毎月 1 回定点測定を実施してきましたが、放射線量の再上昇が見られないため、平成 26 年度からは年 2 回（4 月・9 月頃）の測定に変更し、各施設の放射線量の経過を観察しています。

■市内幼児施設・小中学校の放射線量（平均値）の推移



■市内公園等の放射線量（平均値）の推移



※各年度の平均値は、毎年度 9 月測定の平均値（平成 23 年度は除染前の数値）

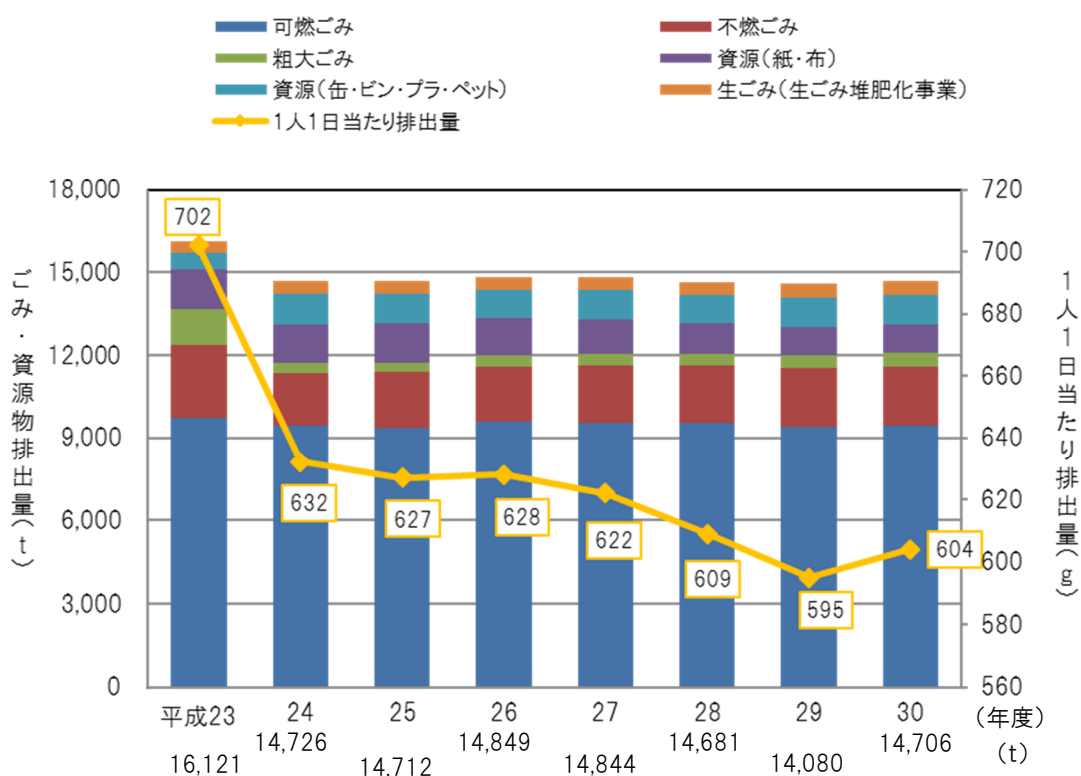
Ⅲ. ごみ排出量と資源化率

1. 家庭から排出されたごみ・資源物排出量（事業系除く）

平成 23 年度は、粗大ごみの有料化を前に駆け込み廃棄が増大したことに加え、可燃・不燃ごみも増加を見せたことから大幅増となっていますが、平成 24 年度以降は横ばい傾向になっています。

平成 30 年度における家庭ごみの排出量は 14,706 t で、このうち可燃ごみが 9,422 t と全体の約 64% を占めています。また、1 人 1 日当たりの排出量は 604 g で横ばい傾向にあります。

■家庭から排出されたごみ・資源物排出量（事業系除く）の推移



2. 資源化率

平成 30 年度の資源化率は 19.3% で、平成 29 年度から 0.8 ポイント減少しています。

資源化の状況を見ると、市の分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に回収し再生利用された量は 2,929 t（ごみ処理量の 15.6%）、集団回収量は 842 t（ごみ処理量の 4.5%）で、これらのうち紙類が 1,670 t、金属類が 335 t、ガラス類が 397 t、溶融スラグが 746 t 等となっています。

$$\text{資源化率 (\%)} = \frac{(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

Ⅳ. その他環境に関する施策

1. 第二次守谷市総合計画

■第二次守谷市総合計画とは

総合計画は、市の運営の基本となるもので、市の将来像や施策の方向性を示し、市政各分野における指針となるものです。守谷市では、平成 24 年度を初年度とし、令和 3 年度を目標年次とする「第二次守谷市総合計画」を策定し、本計画の将来像に掲げた「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」の実現を目指し、様々な施策を展開しています。

■第二次守谷市総合計画後期基本計画とは

総合計画は、大別すると「基本構想」と「基本計画」から構成されており、基本計画は、基本構想で示した将来像を実現するための手段（施策）で構成する中期計画です。

これまで、平成 24 年度から 28 年度を計画期間とする「前期基本計画」に基づき、まちづくりを進めてきました。「後期基本計画」は、平成 28 年 2 月の「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に合わせ、策定を 1 年前倒し、平成 28 年度から令和 3 年度の 6 箇年を計画期間として策定したものです。

■成果指標の達成状況

後期基本計画は、27 の施策と 90 の基本事業からなり、各施策・基本事業には、達成度を表す成果指標を設定しています。これらの指標等を参考にして、総合計画の進捗状況を確認し、次年度の取組方針を決定します。

ここでは、後期基本計画の施策・基本事業のうち、環境に関する施策・基本事業について、平成 30 年度の達成状況を報告します。

〈施策・基本事業成果指標一覧表〉

[達成度] ◎：100%超，○：80%以上 100%未満，△：80%未満

施策／基本事業	成果指標	単位	現状値 (H26)	H30	目標値 (H33)	達成 状況
生活環境の保全	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	%	78.8	79.5	80.0	○
	自然環境に満足している市民の割合	%	79.3	82.7	81.0	◎
生活公害・産業公害の防止	生活公害の苦情件数（年間）	件	255	246	235	○
	産業公害の苦情件数（年間）	件	15	10	15	◎

施策／基本事業	成果指標	単位	現状値 (H26)	H30	目標値 (H33)	達成 状況
地球温暖化対策の 推進	省エネ活動を実践している市民の 割合	%	85.8	86.0	90.0	○
	エコ対策を実践している事業所割 合	%	88.1	92.1	90.0	◎
循環型社会の形成	常総環境センターへのごみの搬入 量（1人1日当たり換算）	g/ 人・ 日	737	730	667	○
環境保全活動の推 進	環境活動に参加している市民の割 合	%	8.8	6.7	20.0	△
	環境活動に参加している事業所の 割合	%	26.2	34.2	50.0	△
ごみの減量化	家庭系ごみの排出量（1人1日当 たり換算・常総環境センター搬入 分）	g/ 人・ 日	573	607	545	○
	事業系ごみの排出量	t/年	3,864	4,060	3,113	△
再資源化への取組 み	資源化率（搬入量ベース）	%	19.6	19.3	19.7	○
	集団回収に協力している又は取り 組んでいる市民の割合	%	49.1	43.9	50.0	○
廃棄物の適正処理	分別収集に取り組んでいる市民の 割合	%	82.1	82.3	90.0	○
	不法投棄の苦情発生件数（年間）	件	23	26	15	△
緑を生かした景観 の形成	緑被率（公園・樹林地・農地・草 地・水面）	%	62.0	61.2	60.0	◎
	市内には、緑を生かした美しい景 観が十分にあると思う市民の割合	%	75.4	78.8	75.0	◎
緑地の保全	保存緑地面積	h a	78.1	78.1	78.1	◎
公園・街路樹等の 維持管理	市内の公園が快適で安心して利用 できていると感じている市民の割合	%	82.8	55.8	85.0	△

2. 地球温暖化対策について

第2次守谷市環境基本計画の環境指標として、目標年次である令和7年度末における守谷市の二酸化炭素排出量の目標値を、平成25年度比18.4%減の58.0万t-CO₂としています。

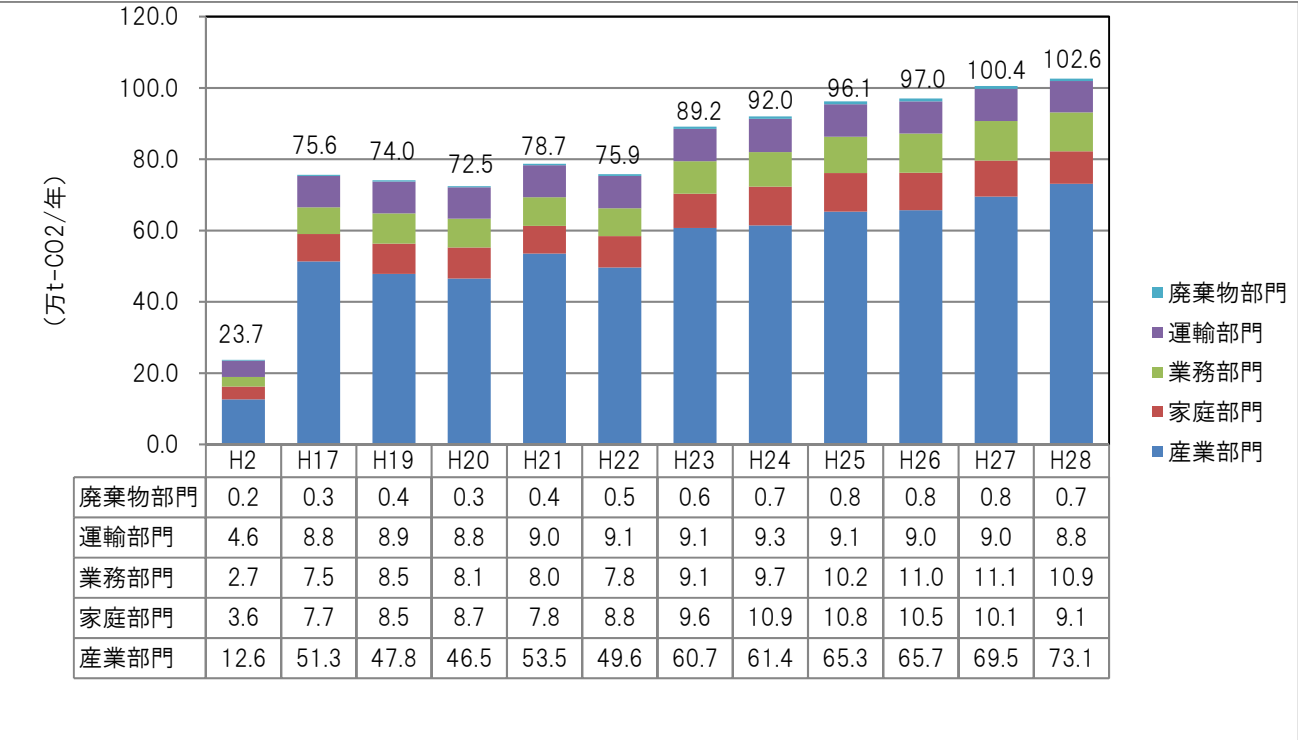
(1) 守谷市における二酸化炭素排出量

守谷市における平成28年度の二酸化炭素排出量は、102.6万t-CO₂であり、平成27年度比で2.2万t（約2.2%）増加しています。

市の二酸化炭素排出量は、都道府県や全国の排出量を市町村毎に按分した推計量であるため、都道府県や全国の排出量に依存します。

部門別に見ると、各年度において産業部門が73%超で最も多く、廃棄物部門が1%未満で最も少ないため、「生産型」の構造となっています。

■守谷市における二酸化炭素排出量の推移（部門別）



※単位以下を四捨五入しているため、各年度の合計値が各部門の合計と合致しない箇所があります。

※公表結果の遡及修正について（平成30年4月17日）

2017年度の総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の改訂・更新に伴い、1990年度、2005年度、2007年度～2014年度の現況推計ファイルに対して遡及修正を行いました。

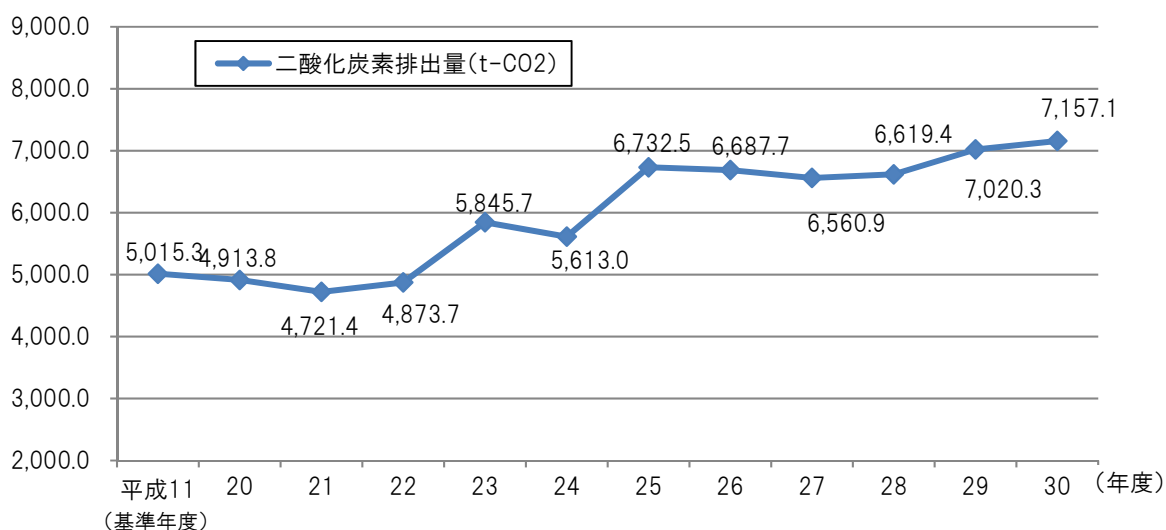
（資料：環境省 部門別CO₂排出量の現況推計）

(2) 守谷市役所における二酸化炭素排出量

平成 30 年度に市の事業全体から排出された二酸化炭素は 7,157.1 t-CO₂ で、第一次及び第二次計画の基準年度としていた平成 11 年度 (5,015.3 t-CO₂) と比較すると、約 42% の増加となっています。

平成 11 年度以降減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は、東日本大震災による福島第一原発事故の影響により原子力発電が停止され、火力発電に代替されたことによる電力会社の CO₂ 排出係数 (※) の上昇に伴い、排出量が増加しています。また、平成 26 年度以降は、水力発電や再生可能エネルギーの増加、CO₂ 排出の少ない火力発電所の導入が進んだことによる排出係数の低下に伴い減少に転じましたが、平成 28 年以降は、やや上昇傾向にあります。

■ 守谷市役所における二酸化炭素排出量の推移



※CO₂ 排出係数

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算定するために用いる係数

令和元年度版 守谷市環境報告書（概要版）

【編集・発行】

守谷市生活経済部生活環境課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電話 0297-45-1111（代表） FAX 0297-45-6526

Email : kankyou@city.moriya.ibaraki.jp

ホームページ : <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>